

事業報告

第 14 期

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

名古屋港埠頭株式会社

第14期 事業報告

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1 株式会社の状況に関する重要な事項

(1) 事業の経過及びその成果

令和7年度の国内の景気は、米国の通商政策の影響が自動車産業を中心にみられたものの、全体的に緩やかに回復している状況でした。また、年度末には、中東情勢の影響にも注視が必要な状況となりました。

こうした中、名古屋港の令和7年度のコンテナ取扱個数は、前事業年度比 1.5%増の 2,792,075TEU(当社調べ)となりました。

その内、当社が従量料金制により運営している飛島ふ頭北・南コンテナターミナルでは、飛島ふ頭北のコンテナ取扱個数が、前事業年度比15.9%増の 128,377TEU(当社調べ)、飛島ふ頭南のコンテナ取扱個数は、前事業年度比11.9%増の 305,827TEU(当社調べ)となり、両ターミナル合わせたコンテナ取扱個数は、前事業年度比13.1%増の 434,204TEU(当社調べ)となりました。

令和7年度のフェリー埠頭の取扱貨物量は、前事業年度比3.0%増の 4,472,545 トンとなりました。一方、旅客数は前事業年度比5.8%増の 87,881 人となりました。

名古屋港では、港湾の管理運営の効率化を図るため、令和7年度より、コンテナ業務に関して、ターミナル利用者との窓口業務や現場の関連業務について、当社から名古屋四日市国際港湾(株)(以下「名四港湾(株)」と言います。)に委託により集約、当社は施設の所有等により連携していくこととなりました。また、これまで名古屋港管理組合が直接行っていた在来埠頭関連の港湾施設について、名古屋港管理組合から指定管理者として指定及び点検・維持管理業務の委託により管理運営を行うこととなりました。

当期は、令和7年度から5年間を計画期間とする中期経営計画の初年度であり、「お客様が満足するロジスティクスの提供」や「サービスの向上、防災・安全対策の強化」、「脱炭素、環境重視の経営の実現」などの経営ビジョンを実現するため、具体的な取組を進めました。

主な取組については、名四港湾(株)や名古屋港管理組合が進めるコンテナターミナルの機能、生産性向上に係る取組に連携、協力しました。また、在来埠頭関連施設事業においては、利用者が開催する港湾関係の会議への出席、お客様満足度のアンケートの実施等により、ニーズの把握に努めたほか、平常時の事故ゼロを目指すとともに非常時の対応力を強化するため、計画どおり施設の点検、巡視を実施し、自然災害対応やテロ対応等の各種訓練を実施しました。

さらに、港湾における脱炭素への対応として、所有する飛島ふ頭南側コンテナターミナル、NCB コンテナターミナルのヤード照明や、フェリーターミナルのヤード照明及びターミナル施設のLED化を進め、必要な取組については計画どおり順調に進捗しました。

これらの結果、当期の売上高は 5,154,358 千円(前事業年度比 11.8%増)、営業利益は 773,867 千円(前事業年度比 15.1%減)、経常利益は 806,112 千円(前事業年度比 20.6%減)となりました。また、当期純利益は 130,928 千円(前事業年度比 74.3%減)となりました。

各事業の概要は以下のとおりです。

① 外貿コンテナ埠頭事業

外貿コンテナ埠頭事業においては、鍋田ふ頭コンテナターミナル、飛島ふ頭南側コンテナターミナル及び NCB コンテナターミナルについて、当社が所有する施設を名四港湾(株)に貸し付けた一方、飛島ふ頭北・南コンテナターミナルは名四港湾(株)から転貸(飛島ふ頭南コンテナターミナル1, 2, 3, 6号起重機については貸付)を受けて利用者に貸し付けました。

こうした中、コンテナターミナル全体の利用者調整や工事に係る設計・施工監理を始めとする現場の関連業務については、名四港湾(株)への委託により実施し、工事等の費用については当社が負担しました。

また、当社が鍋田ふ頭に整備したシャープールについては、利用者に貸し付けました。

令和 7 年度の工事について、鍋田ふ頭コンテナターミナルにおいては、ヤードの舗装補修のほか、T1 岸壁上の当社所有ガントリークレーン3基について名四港湾(株)による更新のタイミングに合わせて撤去しました。

飛島ふ頭南側コンテナターミナルにおいては、TS2の AGV 走行路の補修や、ヤード照明2基の LED 化を実施しました。

NCB コンテナターミナルにおいては、ヤードの舗装補修のほか、令和8年4月から着手される国による岸壁撤去工事に合わせ、当社所有のガントリークレーン2基を令和 7 年11月末で供用停止し、撤去・売却いたしました。

飛島ふ頭北・南コンテナターミナルにおいては、ヤードの舗装補修のほか、南ターミナルの高圧ケーブルの取換を実施しました。

② フェリー埠頭事業

フェリー埠頭事業においては、空見ふ頭におけるフェリーターミナル(V1,V2)の管理運営を行いました。

V2バースについては、太平洋フェリー(株)に貸し付けており、貸付施設の維持修繕等の工事を実施したほか、令和8年度実施予定の前面泊地維持浚渫に向けた深浅測量や、照明塔6基を始めとする照明設備の LED 化を実施しました。

一方、V1 バースについては、引き続きひき船事業者へひき船を係留する施設として貸し付けるとともに、荷さばき地については、太平洋フェリー(株)や(株)大森廻漕店、ひき船事業者に貸し付けました。

③ 在来埠頭関連事業

在来埠頭関連事業においては、令和7年度より、名古屋港管理組合からの指定管理者の指定及び点検・維持管理業務の委託により、係船岸壁、上屋、荷さばき地などの港湾施設等について、管理運営を行いました。

- ・管理する施設について、施設の使用許可等を行うとともに、巡視等日常管理を実施し、不良箇所について速やかに施設の補修等を行いました。

(使用許可件数 6,899 件、応急措置件数 95 件、維持修繕件数 64 件)

- ・クルーズ船寄港の受け入れとして、着岸岸壁において会場設営、保安対策等を実施しました。

(ガーデンふ頭 53隻、金城ふ頭 3隻)

- ・特定外来生物の対応として、コンテナターミナルや臨港緑地、道路における生息調査を実施するとともに、環境省が実施する調査への協力を行いました。

(生息調査 10 回、環境省による調査・防除(調査2回、防除3か所))

(2) 財産及び損益の状況

区 分	区分	第 11 期 令和 5 年 3 月期	第 12 期 令和 6 年 3 月期	第 13 期 令和 7 年 3 月期	当事業年度 令和 8 年 3 月期
	会計期間	自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日	自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日
売上高	(千円)	4,432,074	4,601,096	4,608,489	5,154,358
営業利益又は 営業損失(△)	(千円)	1,071,872	1,263,925	911,639	773,867
経常利益又は 経常損失(△)	(千円)	1,070,342	1,314,136	1,015,721	806,112
当期純利益又は 当期純損失(△)	(千円)	720,696	876,438	508,849	130,928
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△)		5,272 円 96 銭	6,412 円 43 銭	3,722 円 98 銭	957 円 93 銭
総資産	(千円)	15,104,393	15,663,884	15,790,825	15,519,509
純資産	(千円)	12,655,791	13,532,229	14,041,079	14,172,007

(3) 対処すべき課題

国内の景気については、緩やかに回復している状況であり、先行きについても、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要があるほか、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある状況となっています。

名古屋港を取り巻く環境については、施設の老朽化に伴う計画的な施設改修や維持修繕、港湾における脱炭素化への取組が求められるほか、災害の激甚化、頻発化への備えなどに、適切に対応していく必要があります。

このような変化が続く中であっても、利用者ニーズを的確に把握し、世界経済の不透明さや世界のサプライチェーンの変化に、迅速かつ柔軟な対応が可能となるよう、当社は港湾管理者である名古屋港管理組合、港湾運営会社である名四港湾(株)と三位一体で取り組んでいく必

要があります。

また、当社が所有するコンテナターミナル施設やフェリーターミナル施設は、整備から50年間以上にわたり管理運営をしてきており、老朽化が進んでいることから、名古屋港の利用者に安全かつ安心して施設を利用していただくため、一層のコスト縮減を図りつつ、ライフサイクルマネジメントを考慮して計画的に、必要な更新、修繕などを進めていく必要があります。

名古屋港の在来埠頭関連の港湾施設については、名古屋港管理組合からの指定管理者の指定及び点検・維持管理業務の委託を受けており、お客様のニーズにきめ細やかに対応し、施設を適切に管理、提供する必要があります。

引き続き、名古屋港管理組合や名四港湾㈱と協力・連携しながら、利用者サービスの一層の向上に取り組み、名古屋港の物流機能の強化と効率化、地域経済の発展に貢献してまいります。

(4)主な事業内容

- ①外貿コンテナ埠頭、フェリー埠頭その他港湾施設等の建設、賃貸及び管理運営
- ②外貿コンテナ埠頭、フェリー埠頭その他港湾施設等の円滑な利用を促進するために必要な施設の建設、賃貸及び管理運営
- ③コンテナ蔵置施設等物流施設及び荷役機械等荷役施設の整備、賃貸及び管理運営
- ④港湾振興に寄与する集荷・集客事業の企画、実施
- ⑤港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための調査、研究
- ⑥前各号に附帯関連する一切の事業

(5)主要な事業所及び従業員の状況

①主要な事業所

本社 名古屋市港区空見町40番地
港湾管理事務所 名古屋市港区金城ふ頭三丁目 1
金城事務所 名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番1
稲永ふ頭受電所 名古屋市港区潮風町 1 番地 3

②従業員の状況

従業員数	平均年齢
82 名	49.9 歳

注 従業員数には、出向者 4 名は含まれておりません。

(6)主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
名古屋港管理組合	511,012 千円
株式会社 三菱UFJ銀行	20,826 千円

(7)株式に関する事項

①発行可能株式総数 150,000 株

②発行済株式総数 136,678 株

③株主の状況

株主名	持株数(持株比率)
名古屋港管理組合	136,078 株 (99.56%)
名古屋港運協会	200 株 (0.15%)
名古屋ユニテッドコンテナターミナル株式会社	200 株 (0.15%)
飛島コンテナ埠頭株式会社	200 株 (0.15%)
合 計	136,678 株 (100%)

注 持株比率は小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

(8)会社役員に関する事項

①取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	河 合 伸 和	—
専 務 取 締 役	小 出 真 二	—
常 務 取 締 役	尾 崎 弘 二	—
取 締 役	横 地 玉 和	名古屋港管理組合 専任副管理者 (名古屋四日市国際港湾株式会社 取締役副社長)
取 締 役	小 島 陽 一	名古屋港管理組合 総務部長
取 締 役	吉 田 毅	名古屋四日市国際港湾株式会社 代表取締役社長
社 外 取 締 役	高 見 昌 伸	名古屋港運協会会長 (伊勢湾海運株式会社 代表取締役社長)
社 外 取 締 役	柘 植 要	名古屋ユニテッドコンテナターミナル株式会社 代表取締役社長
社 外 取 締 役	西 村 繁	飛島コンテナ埠頭株式会社 代表取締役社長
監 査 役	米 津 仁 集	名古屋港管理組合 港営部長

注1 取締役のうち、高見昌伸、柘植要及び西村繁は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

注2 令和7年6月30日開催の第13期定時株主総会において、横地玉和、吉田毅、高見昌伸、柘植要の4名が取締役に選任され、同日付で就任いたしました。

注3 令和7年6月30日開催の第13期定時株主総会において、米津仁集が監査役に選任され、同日付で就任いたしました。

②社外取締役に関する事項

氏 名	主な活動状況
藤 森 利 雄	当事業年度内の任期中に開催された取締役会1回のうち1回に出席し、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
高 見 昌 伸	当事業年度内の任期中に開催された取締役会5回のうち5回に出席し、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
角 重 人	当事業年度内の任期中に開催された取締役会1回のうち1回に出席し、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
柘 植 要	当事業年度内の任期中に開催された取締役会5回のうち5回に出席し、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
西 村 繁	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 6 回のうち 6 回に出席し、主にこれまでの経歴を通じて培った知識・見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

③役員の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	3	27,875 千円

注 1 期末現在の人員は、取締役 9 名、監査役 1 名ですが、支給人員と相違しているのは次の理由によります。

(ア) 取締役については、期末現在無報酬の取締役が 9 名中 6 名存在していること。

(イ) 監査役については、無報酬であること。

注 2 令和 6 年 6 月 28 日開催の第 12 期定時株主総会において、取締役報酬総額を年額 32,000 千円以内と決議いただいております。

2 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	7,500 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	7,500 千円

(3)解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断し監査役の同意を得た場合、又は監査役から請求があった場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とします。

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に対し会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを請求します。

また、監査役は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。この場合において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

3 業務の適正を確保する体制の整備に関する決定または決議の内容の概要

当社は、内部統制システムの整備に係る基本方針に関する規則を平成 24 年 12 月 5 日開催の取締役会において決議し、業務の適正を確保するための体制等を以下のとおり整備しております。

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役は、会社の企業活動のあらゆる場面において、法令及び定款を厳格に遵守する。

②業務の適正を確保する体制を確立するため、総務部担当取締役をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令及び定款の違反を防止する。

③取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに取締役会に報告し、適切な処置をする。

④監査役は、コンプライアンスの運用に問題があると認めたときには、取締役会において意見を述べるとともに、その改善策の策定を求めることができる。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務執行に係る情報については、文書等取扱細則に基づき保存及び管理を行う。

②情報公開規程において、閲覧の条件等を明確にするとともに、これに適合した文書は、常時閲覧できるようにする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理体制を確立するため、総務部担当取締役をリスク管理担当役員とする。全体的なリスク管理に係る対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が対応する。

②必要に応じて、規程及び指針の制定、教育研修の実施並びにマニュアルの作成及び配布等を行う。

③不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整える。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会において経営計画を策定し、当該経営計画に基づき、取締役は職務を執行する。

②取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織、業務分担及び責任者等の職務権限を事務決裁規程等において定める。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①使用人が業務を行うに当たり法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて使用人に対するコンプライアンス教育研修及び啓発活動を行う。

②会社の事業活動において法令及び定款の違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報規則を整備し、使用人及び関係者からの報告体制を整える。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人は、監査規程に基づく社員を充てる。

(7)前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動や懲戒を行うときは、あらかじめ監査役と協議する。

(8)取締役会及び使用人が監査役に報告をするための体制

①取締役は、取締役会規則の規定に従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。

②取締役及び使用人は、法令及び定款の違反等の事項に加え、会社の信用若しくは業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告する。

(9)監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができる。当該報告を求められた者は、速やかに当該報告を行う。

②監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う。

(10)当該体制の運用状況の概要

当社は、上記業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。取締役会においては、必要に応じて経営計画や諸規程の見直しを実施しており、取締役の職務が効率的に行われる体制を整備しています。

また、リスク管理に係る対応については、リスク管理委員会において、当社が優先対応すべき重大リスク等を特定し、平成29年度よりPDCAサイクルを活用したリスクの回避・軽減のための対応策を進めております。

一方、監査役は取締役会やリスク管理委員会に出席するとともに、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と意見交換を行うことで、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しています。